

Title	有限会社経営上の若干の問題
Sub Title	
Author	小高, 泰雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.12 (1939. 12) ,p.1555(39)- 1572(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19391201-0039
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19391201-0039">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19391201-0039</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以上によつて斷種法の人口政策的意義は略々その輪廓を盡したつもりである。即ち第一に素質の向上は社會的環境の改善を離れては殆ど無意味に逡いこと、第二に斷種は素質のうち悪質遺傳のみ限定されるから、強制法たると任意法たるとを問はず、その適用の範圍と延いてその効果は極めて大なるを得ないこと、及び第三に故に斷種法と並んで各種の手段、例へば婚姻統制の如きを必要とするといふことである。併し總べてが理想的に行はれると假定しても、一國民の素質といふ大問題は決して急速に解決される性質のものではない。恐らく今後數十年或ひは數百年の年月を必要とするのであつて、恰も植林事業と軌を一にする。否、後者に於ては一度植林すれば後は主として待てばよいのに反し、人口素質の向上はその間不斷の努力を要する點に於て、遙かに多くの忍耐と犠牲とを要求する事業である。以上私はこの法案の効果に對して聊か懷疑的態度を採り過ぎたが、唯だ私は、斯かる根本的問題が政府によつて眞剣に採り上げられたことについては衷心敬意を表さざるを得ないのであつて、これを契機として我國人口政策が從來の末梢的應急策から離脱し、眞の國策として一段の整備を遂げんことを希望して歇まない。併し同じ當局が斯かる法案と共に「産めよ殖えよ」の宣傳に浮身をやつしてゐるところを見ると、當局に果して確乎たる方針ありや否やは頗る疑問となつてくる。現在の狀態の下では多産は必ず多死と素質低下とを來さざるを得ないことは判り切つてゐる。國情も時局も無視して只管ナチス人口政策を踏襲してゐる嫌ひはないであらうか。

(一九三九・一一・一五)

## 有限會社經營上の若干の問題

小 高 泰 雄

本稿は去る十月十七日日本經營學會に於ける研究報告の爲めに執筆せられたものに、獨逸に於ける最近の有限會社の狀態に關する統計資料を加へ、説明を若干補足したものである。尚ほ本文の執筆に際して、資料の惠投、或は閱覽を許可せられたる増地庸治郎教授、大藏省高橋事務官、日銀調査課窪川清氏、津田利吉教授の御厚意に深謝する次第である。

我國の有限會社法は昨年十三年の議會を通過し、明十五年一月一日より實施せられるものであるが、これによつて會社企業全體が如何なる影響を與へられるか、或は將來設立せられる本會社に對して如何なる經營上の問題が生ずるか、今日これを展望することは困難であるが、こゝでは單に法文を通して考察し、かたゞ獨逸に於ける事情を若干參考したいと考へる。

本邦の有限會社法は株式會社法規の準用規定の多いこと、並びに株式會社と本會社間のみ組織變更の認められてゐる事實(本法五九條六四條)よりして所謂小型株式會社の體裁を備へるものであるとの意見も一部に行はれてゐる

るようである。(註一)斯様に株式會社の派生的形體として、あるひは株式會社簡易化の一形體としかゝる法規の要望せられると云ふことは勿論考へ得られるところなるも、單に經營規模の大小と云ふ問題のみではなく、株式會社或は其の他の會社形體を以つてしては律することの頗る困難な、或はこれと兩立し得ない經營上の實際的要求の基礎の上に本來の立法上の理由が存する様に考へられるのである。然らば斯様な經營上の要求とは如何なるものであるかと云ふに、經營上の自治と自由を要求する經營彈性性と投資家の企業危険負擔を出資額に限る有限責任性がこれであると思はれる。換言するなれば、經營内部の諸關係に對して、法律上の嚴重なる干渉、形式上の束縛に拘束せられることなく、社員相互の信頼の念を十分に生じて、自由に自治的に管理し企業そのもの、發展の爲めに協同しようとする要求と、他面に於いて、對外關係に於いては、各社員は企業危険を直接に無限に負擔することなく、其の出資額を限度としてこれを負擔し、彼自身の財産計算と混同することのなきものたらしめたいとする要求に外ならないのである。かゝる要求を持つ企業經營は非常に廣い範圍に互つて存在し、殊に中小規模の企業經營に於いて然りであると考へられる。我國に於いて、有限責任制を有する唯一の企業形體は株式會社であり、其の立法上の精神は廣く民衆資本を動員して大資本の調達を主眼とし、然してこれを眼目としてゐるが爲めに、經營上の自由自治は法律の力によつて束縛せられてゐる。即ち大資本の調達に關聯して、株主、債權者、經營者の利害關係は錯綜し、鋭く對立し、これを會社の自由自治に放任するときは經營上の障礙を生ずるのみならず、經濟社會全般に對して惡影響を及ぼすこととなる。これが爲めに法律は精細なる嚴規を設けて其の内部關係に迄干渉し、公示主義を徹

底してゐるのである。有限責任制は確立されたが自治は著しく犠牲にせられる。これは大資本の吸收を主たる經營條件とする企業に於ける當然の始末であると考へられるのである。然るに、我國に於いて、人的信頼を基礎とする自治を要求する向があつても有限責任制に一層強い要求を有する企業は必然的に株式會社制度をとらざるを得なかつた。これが爲めに、嚴重なる法規の適用を受け、企業費用を増大し、其の發達を多少とも阻害せられるに至つたと考へられるのである。有限會社制はかゝる經營上の要求を有する企業のとるべき形體なのであつて、諸外國に於いて夙に早く認められてゐるのは一般に知られてゐるところである。本法施行後どの程度にこの企業形體がとられるか如何なる發展を示すかは豫斷出來ないが、以下獨逸佛蘭西に於ける本會社の發展を見るに左の如くである。

獨逸に於ける有限責任會社の發展 (註二) 表一

	1822	1895	1907	1925	1882	1895	1907	1925
個人所有者經營……	1,067,894	1,280,830	1,674,131	2,771,081	94.70	94.80	92.19	91.50
多數所有者經營……	51,508	55,239	82,370	72,775	4.57	4.09	4.54	2.40
合 名 會 社……	—	—	—	69,233	—	—	—	2.21
合 資 會 社……	—	1,117	1,636	6,790	—	0.08	0.09	0.22
株式合資會社……	—	334	340	139	—	0.03	0.02	—
株式會社……	—	4,749	9,332	11,964	—	0.35	0.34	0.40
有 限 會 社……	—	6,296	1,028	11,001	0.56	0.08	0.61	1.27
組 合……	—	440	510	351	—	0.04	0.03	0.01

有限會社經營上の若干の問題

有限会社経営上の若干の問題

四二 (一五五八)

其の他經濟團體……	3,900	13,700	38,598	0.29	0.75	1.28
公法入團體……	1,387	3,243	22,427	21,581	0.17	0.24
計……	史1,127,585	1,350,880	1,815,947	3,028,396	100.00	100.00
				100.00	100.00	100.00

最近に於ける獨逸有限会社の設立と解散 (註三) 表二

	設立	解散
1924	7,914	7,694
1925	7,989	12,885
1926	6,155	13,215
1927	4,582	11,632
1928	4,186	8,384
1929	4,289	6,779
1930	4,272	4,728
1931	4,419	4,671
1932	4,045	4,777
1933	3,283	4,367
1934	2,397	4,890
1935	1,495	8,892
1936	1,733	7,513

フランスに於ける有限会社の發展 (註四) 表三

會社名	1920-1923	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	合計
名	62,751	427	1,142	17	391	764	265	69	65,150
資	9,888	88	1	61	105	54	75	60	9,380
限	16,551	4,914	3,541	4,091	6,312	5,412	4,768	4,139	49,728
株式	12,755	22	4	6	41	17	7	7	12,857
式	27,962	2,172	1,986	1,354	23,56	1,489	1,204	816	39,338
計	129,902	7,623	6,675	5,395	9,204	7,631	5,639	4,885	176,903

(註一) 大橋光雄氏「有限会社法」三六頁

(註二) Schmalenbach; Finanzierung, S. 66.

(註三) Statistisches Reichsamt; Die Gesellschaften m. beschränkter Haftung, S. 4.

(註四) Gain et Delaisi; Les Sociétés à responsabilité limitée, p. 7.

二

以上の統計表に於いて現はれてゐる様に企業全體に對する本會社の重要性は急速に増大してゐるのであるが、他面に於いて其の解散破産の數も可成高いものとなつてゐることを看過し得ないのである。殊に一九二八年以前の合理化運動の時期に於いて設立の二倍又は三倍の多數を算してゐるのである。この事實を前にして見ると、有限会社制それ自體に何等か經營上の缺陷を招來し易いものが存在するのではないかを疑はしむるのである。参考の爲めに株式會社及び單獨會社・人的會社の設立及び解散の數字を見るに左表の如くである。

(表IV)

株式會社と解散	設立	解散
1924	1861	1070
1925	323	2395
1926	231	1651
1927	360	1545
1928	356	932
1929	321	804
1930	268	679
1931	188	738
1932	80	904
1933	95	600
1934	61	602
1935	40	838
1936	37	723

Statistik des Deutschen Reichs-B. 502, G. m. b. H. s. 5.



(表V)

年	設立	解散
1924	21,229	14,695
1925	18,031	20,781
1926	12,693	23,827
1927	13,840	23,328
1928	12,691	22,227
1929	10,406	10,263
1930	9,529	19,559
1931	7,976	17,428
1932	7,390	16,260
1933	9,355	14,188
1934	13,082	13,611
1935	15,002	15,713
1936	16,019	16,266

Statist. d. D. R. a. a. O. S. s. 6.

以上の統計表により明かなる如く、株式會社の設立に對する解散の割合に對して有限會社のそれは決して大なるものではない。又、本統計の編者は戰前に於ける有限會社は其の設立の最も長期なるものも二十年なるに對して、株式會社のそれは三十年より五十年に至るものも決して稀ではなかつたからして、新生企業に解散の危険の一層多く存在することを認むるなれば、よし有限會社の解散が一層大なるものであつたとしても、敢へて驚くには足らないことを指摘してゐる。(註一)然しながら、斯様な數字からは、單に有限會社の持續期間が株式會社のそれに比して一般に想像せられてゐるよりはより長いものなることを指示する以外に、何等か兩者の財務活動について暗示となるべきものを引出すのは困難ではないかと思はれる。それは兩者の經營規模の著しく相異してゐること及び、本會社法自身が株式會社法に形式的に依據してゐるとしても、(註二)實質的には寧ろ人的會社に一層多く接近してゐるが爲めである。經營規模の相異に就いて見るに、一九〇九年有限會社の一社平均資本金は二一四、〇〇〇馬克に對して株式會社は二、八五三、〇〇〇馬克即ち約十三倍であり、一九三六年には前者は二一九、〇〇〇馬克と減少し

てゐるに對して後者は二、六六九、〇〇〇馬克となつてゐる。即ち約二十倍である。参考の爲めに有限會社一社當り資本金減少の傾向を左に示さう。

(表VI) 有限會社の一社平均資本金額 1000.m

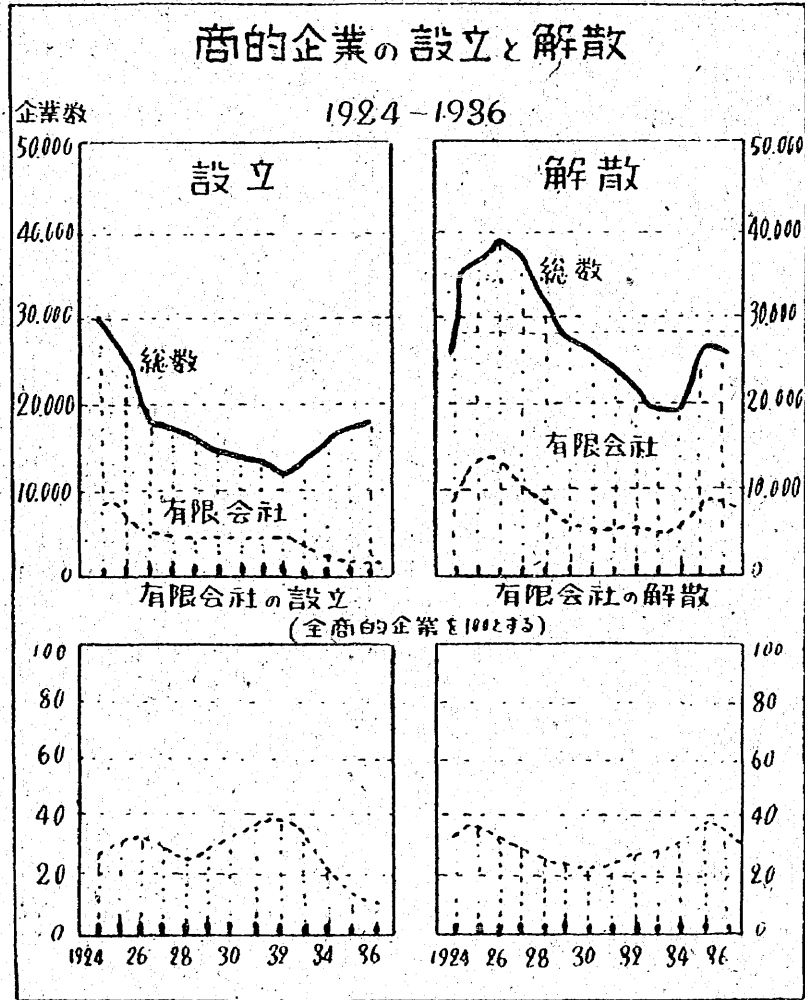
1909	214.4
1913	179.5
1919	175.2
1936	129.4

Statistik. d. D. R. a. a. O. S. s. 4.

然らば經營者の數は如何と云ふに、一九三六年に於いて、有限會社總數の二八%が一人會社であり、三八%が社員二名の會社である。即ち全會社數の三分二が三人以下の少數社員會社である。本法制定當時正常の社員數として想像せられたる三―五人社員の會社は現在二三%に過ぎず、五人以上は一〇%である。これを資本金に就いて見るも、一人會社は約一八%、二人のもの三〇%、三―五人が二一%である。即ち五人以下のものが約全資本金の四分の一を占めてゐることとなる。

以上の統計より考察しても、有限會社が本質的に人的會社に一層多く接近し、従つて、其の經營活動の論評も、單獨會社或は人的會社との比較に於いて見ることがより重要ではないかと經へられる。そこで今他單獨及び人的會社の設立解散と本會社のそれと比較して見ると、前表(表II、表V)に於いて明かなる如く、インフレーション期直後の數年に於いて本會社の解散は前者のそれに比して遙かに大なるものとなつてゐるが、世界恐慌期に於いては前者の解散は比較的増大し、後者は寧ろ安定してゐる。この事實を以つて、本統計の編者は、有限會社が恐慌に對して確實性を有するものであると指摘してゐるのである。然しながら、この事實は、恐慌直前の合理化運動の時期に於いて既に本會社に對して一大整理の完遂せられたる事實を反映するものではないかとも解釋せられ得る。殊に最

(表VIII)



Statistik. d. D. R. a. a. O. S. s. 5

近のナチス政權の確立以後に於いての發展の傾向を見ると、人的會社のそれと有限會社株式會社のそれとが正反對の關係に立つてゐることは興味深いところである。前表(II, V)の統計について一九三三—三六の數字を比較して見ると、人的會社の設立は急速に増大し、解散がこれと平行してゐるに對し、有限會社に於いては、設立は約五〇%の減少に對して解散は七〇%以上に増大を示してゐる。本統計の編者はこの事實を以つて、有限會社が來るべき立法によつて冷遇せらるべしとの印象に基いて生じ來れる變化なりと論じてゐるのである。(註四)然しながら若し有

有限會社の社員數と資本金の關係 (表VII)

社員數	人 數	元入資本	百分比		一社平均資金
			社員數	資本金	
1	10,968	873.1	27.94	17.19	80
2	14,871	1,500.1	37.89	29.53	101
3	5,415	716.5	13.80	14.10	132
4	2,431	389.0	6.19	7.66	160
5	1,268	190.0	3.23	3.73	150
6	771	137.9	1.96	2.71	179
7	509	151.0	1.30	2.97	297
8	348	75.5	0.89	1.49	217
9	257	59.7	0.65	1.18	232
10	237	65.3	0.60	1.29	276
11—19	807	303.4	2.06	5.97	376
20—29	320	136.9	0.82	2.69	428
30—49	277	207.9	0.71	4.09	750
50—99	197	98.7	0.50	1.94	501
100—199	108	62.4	0.28	1.23	577
200—499	60	31.0	0.15	0.61	516
500 以上	18	45.6	0.04	0.90	2535
不明	387	35.9	0.99	0.71	93
計	39,249	5,079.9	100.00	100.00	129

Statistik. d. D. R. a. a. O. S. s. 9.

限會社にして事業そのもの、育成に責任と熱意を有する少数者の集團企業を容易ならしめんとする要求が實現せられてゐたとするならば、勞働秩序法に照しても本會社形體は何等冷遇せらるべきではないと考へられるのであるが、實際に於いてかゝる事態を招來せるは結局に於いて本會社の財務活動について國家・國民の共同利益を保證する上に憂慮せらるべき點あることを語るものではないかと考へられるのである。最後に全商的企業の設立解散に對する本會社のそれを前の圖表によつて見ると、其の設立の急速であつた反面に於いて、其の解散數の平均以上に遙に高いことが窺はれるのである。

吾々は次に本會社の經營殊に財務處理の方面について獨逸に於いて問題とせられたところを中心として若干論評したいと考へる。

(註一) Statistik der Deutschen Reichs, B. 502, G. m. b. H. s. 5.

(註二) 津田教授「有限會社について」本誌經濟學講座、四頁。

(註三) Statistik d. D. R. a. a. O. S. s. 6.

(註四) Statistik d. D. R. a. a. O. S. s. 6.

### 三

獨逸に於いて、本會社の財務活動について問題として多くの論者によつて取り上げられてゐる點は、第一に本會社形體に於いて現物出資の過剩評價を特に誘致し易いと云ふことである。具體的な例を挙げるとシュアマレンバッ

ハは其の企業金融論に於いて、四千馬克の現金出資と一萬九千馬克の特許權の出資を以つて設立せられたる一有限會社にして、其の特許權は實際は無價値にして而も他人の權利に屬してゐたことが暴露せられたと述べてゐる。

(註一) フレンケルの例によると、單に七個の商店の代理店であると云ふ權利を一萬四千馬克と評價してゐた會社があると。(註二)云ふ迄もなく、社員が總て有限責任なる本制度に於いては、會社債權者に對して履行の擔保となるものは會社財産に外ならぬ。従つて、會社の資本の充實は取引の安全を保證する上に極めて重要であつて、會社設立の容易なる本會社に於いてはこの點を特に嚴重に監督するの必要を生じてゐるのである。獨逸有限會社法に於いては其の第五條四項に於いて現物出資に就いては社員の氏名目的物、價格等を定款に記載せしめ、更にこの確定事項は他の公告事項とともに公告することを要する。(第一〇條三項)とせられてゐる。然しながら其の過大評價に就いて特殊の規定は存しないからして、民法上の一般原則に従ひ、讓渡契約が存するものと解すべきを以つて出資者は擔保及び損害賠償の義務を負ふものと解せられる。(註三)この獨法の不備を矯正する爲めに最も峻烈なる規定を設けたるものは、佛蘭西法であつて、同法第八條は全原始社員は現物出資に對し、會社設立當時に付したる評價額につき第三者に對し、連帶無限の責に任すべく、この場合の賠償訴權は會社成立の時より十箇年の時効によりて消滅する旨を規定してゐる。かく會社債權者に對して善意、惡意、過失の有無を問はず直接賠償の責任を認めたるは、餘りに嚴に過ぎて會社設立自體を阻碍するとの批評も聞かれるのである。(註四)併しこの嚴重なる規定の存するに拘らず、然も尙ほ同國に於いて設立當時に現物評價を第三者をして査定確認せしめ様とする議論が有力に行はれて



ゐる。例へばストラスブルクの商業會議所に於いては、設立の當初に於いて會議所指定による検査人をして評價の適正なりや否やを査定せしめんとする意見の如きである。(註五)我國に於ける法律は、これを稍々緩和し、設立當時に於ける現物出資が定款に定めたる價格に著しく不足するときは會社成立當時の社員は會社に對し、連帶して其の不足額を支拂ふ義務を負ふ。(十四條)資本増加の場合にも其の増資に同意したる社員について同様の責任を負はしめる。(五四條)之等の社員の連帶責任は何れも無過失責任であつて、而も會社成立の日より五年を経過したる後にあらざれば之を免除することを得ない。(一六條五六條)惟ふにかゝる規定は一面に於いて株式會社に於けるとは異つて、其の設立に際して、何等強制的に検査人をして現物評價を査定せしめることなく、會社の自治に委するものであるが、資本充實の爲めに其の結果に對して充分の責任をとらしむる主旨に出でたものであつて、解釋によつては有限責任に對する例外であると云へる。獨逸に於いてはこれに關する法規の前述の如く不備であるが爲めに、可成甚だしい弊害が発生した様である。モリトールの云ふところによれば、本會社形態は、本法制定の當初に於いて既に詐欺的企業に利用せられると豫想せられ、現に利用せられてゐる。而して、現物出資の過剩評價の故に、實際取引に際して有限責任會社として何等の信用を獲得し得ず、屢々有限責任の原則に反して、特に社員の保證のもとに與へられる如き現象を呈してゐると。(註六)

企業創設に際して過剩評價の危険は充分に存在してゐるのであるが更に大なるは危険は組織變更に際して現はるゝものではないかと考へる。本邦に於いては前述の様に小中規模の多分に人的要素を包含してゐる企業が株式形態

をとり、株式の分散も少いからして、(註七)組織變更は廣汎に行はれることと考へられる。組織變更に際して法律は資本充實の主旨よりして、變更後の本會社の新資本總額は株式會社に現存する純財産額を超過する額たることを許さぬ(第六四條一項)即ち積極財産より消極財産及び未拂込株金額を差引きたる金額を限度とすることを要する。若し、右決議當時の純財産額が資本總額に不足するときは、決議當時の取締役監査役及び株主は會社に對して其の不足額を支拂ふ義務を有す、(六五條)これ等規定の精神は設立の際に於けると何等の間然するところがない。而して、組織變更に際して作成せられる貸借對照表は年次對照表とは異り、現行營業續行の前提の上に個々の財産の有する價值が評價記載せられる所謂財産貸借對照表とあることは、ベックブロック、カルペラム(註七)等の意見の一致してゐるところである。(註八)設立の際に於けると異つて、これ等の財産價值が何れも市場價格とは餘程の懸隔を生ずること當然であるからして、評價の嚴正を規することが一層困難となるのではないかと考へる。もとより法律の嚴規もあり、且つ、決議當時の株主は其の數尠く、人的關係の強いものであるからして、其の評價の適正か否かに附いて正當な判斷を下し得るものであらうが、何分にも貸借對照表公示を必要とせざることを本則とするものであり、社員は親近者を以つて組織せられることが多いのであるからして、冷靜なる批評の作用する餘地が尠いのではないかと考へる。ベックの論文「株式會社の有限會社への組織變更」有限會社への逃避?(註九)によると、この(有限會社への逃避)が一般の合言葉の様に使用せられ、多數の株式會社にして實用價值を喪失したるものが過剩評價によつて本會社に乘換へる傾向が示されてゐるのである。かゝる事實の一の大なる原因は貸借對照表に公示性のな



いことに存するは疑ひないであらう。シュマーレンバッハの如きはそれ故にこの點が本會社の大なる缺陷として指摘してゐるのであつて、この點に就いて株式會社同様の規定を設けることは何等の危険の存するものではないと論じてゐるのである。(註一〇)モリトールはこの規定あるが爲めに、バランス・シートの作成をそれ自體の規定の缺けてゐるのも同様であると述べてゐる。(註一一)シュマーレンバッハも亦尠くとも四十二條に嚴格の規定に従つて、本會社の財政表作成せられることは大いに疑問とせられるところであると。(註一二)勿論以上は有限會社規定に現はれるシャッテン・ザイテンとも云ふべきであつて、他の反面に於いて、眞に企業を愛し、事業に對して責任を持ち相互に信頼する社員が團結する場合には敏活に經營機能を果して、國民經營の合理化に役立つことは云ふ迄もなす。

- (註一) Schmalenbach; Finanzierung s. 119.
- (註二) Franker: Die G. m. B. H. s. 56.
- (註三) 佐々教授、有限責任會社論、二三頁。
- (註四) 佐々教授上掲前二〇七頁。
- (註五) Gain, R et Delaisi, P. Les Societes a responsabilite Limitee. 2e Ed. p. 39-40.
- (註六) 増地教授、本邦株式會社に於ける株式の分散と支配、參照。
- (註七) Molitor; „G. m. b. H.“ in Handwört. d. Statwiss. IV B. s. 880.
- (註八) Beck, K.; „Die Umwandlung Aktien gesell. in G. m. b. H.“ in „Wirtschaftsführer“ 1932. s. 122.

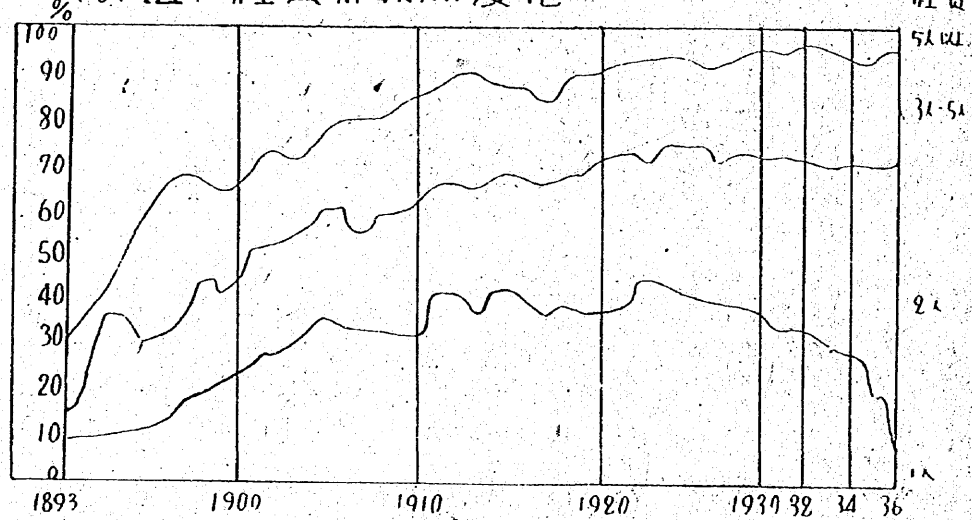
- (註九) Klock; Buchführung u. Bilanzen in G. m. b. H. s. 181. Kalveram „Buchhaltung“ in „Handels Hochschule“ 1 B. s. 460.
- (註一〇) C. Beck; a. a. O. S. (Flucht in G. m. b. H.?) s. 121.
- (註一一) Schmalenbach; Finanzierung.
- (註一二) Molitor; a. a. O. S. s. 880.
- (註一三) Schmalenbach; a. a. O. S. s. 120.

四

次に問題となるは有限會社に於ける自己持分の所有に關するものである。本邦有限會社規定はこの點に就いては株式會社規定を準用してゐる。(二四條一項、商二一〇條本文)新株式會社法によつて三個の場合を除いては自己株式の所有は禁止せられてゐる、而して、法律は原則としてこれを禁止し、單に一時的例外的にこれを所有し、且つ、急速に整理することを意圖してゐる。即ち三個の場合は(一)持分消却の爲めにする場合、(二)合併又は他の會社の營業全部の譲受けに因る場合、(三)會社の權利實行に當り其の目的を達する爲め必要な場合である。將來果してこの點に就いて問題の生ずることはなからうか。

獨逸の統計について見ると、次圖に示す如く、本法制定當初に於いては五人以上の社員を包含するものが約七〇%を占めてゐたものが最近に於いては全く反對に三人以下のものが九〇%を占めてゐる。こゝに統計數字を持たないが、この變化過程に於いて勿論、多數社員會社の解散、少數會社の新設を考へることが出来るが、これとともに

(表Ⅹ) 社員構成の变化



Statistik d. W. R. a. a. O. S. 11

持分譲渡によるものが相当多数存するのではないかと思はれる。これに關聯して實際上の問題となり得る場合が多い様に觀察せられる。

惟ふに、有限會社に於ける持分の譲渡性が制限せられてゐることは、株式とは本質的に相異するところでありこれが爲めに株式會社に於けるとは著しく異つた經濟上の問題が発生し、株式會社規定の準用を以つてしては律し得ない、或は甚だしく不便を感ずるに至る點が多々存するのではないかと考へられ、こゝに云ふ自己持分の問題もかゝる種類のものではないかと思はれる。有限會社法は、社員の人的關係を維持する主旨よりして、第一九條一項に於いて、社員は定款變更其他會社の利害に關すること多大なる事項を決する爲めの特別決議の方法(四八條)に依る場合に限り、其の持分の全部又は一部を社員以外の第三者に譲渡することを決議し、更に定款を

以つて、この制限を加重することを許してゐる。第三者に對する譲渡にはかゝる嚴重なる規定があり、他面、社員内部の譲渡は比較的的自由であるとしても、其の人数は制限せられてゐるのであるからして、實際上に於いて持分の譲渡は甚だしく困難であることは云ふ迄もない。殊に本會社の持分は合名・合資會社のそれと異り、會社より直接に拂戻しの請求をなし得ず、譲渡によつてのみ會社との關係を斷ち得るのである。かゝる事實を考慮して見ると、會社の自己持分の所有範圍を前記三個の場合と限るのは些か狭きに失するものでないかと考へられる。例へば一社員にして一定の報酬を以つて會社の業務に従事してゐるものが他の社員との意見の相異よりして、社會との關係を斷ちたいと欲する場合に、以上の様な制限あるが爲めに、社員内にこれを取得るものが生ずるか或は第三者に適格者の現はれる迄は荏苒これ待つてゐなくてはならぬ。其の間感情的に面白からざる結果の發生も考へ得られるのである。或は又社員の破産したる場合に、會社は不適當と思はれる人物の社員となることを阻止し得ないこともある。(註一)勿論資本力の大きな會社なる場合は特殊會社に類する如き持分會社を起すことも考へ得られるが、大體に於いて中小規模の本會社に於いてはかゝることの利用せられる範圍は狭少である。

この點に就いて獨逸商法に於いては三十三條二項に於いて、會社は拂込の完了したる持分を、基本出資を超ゆる財産額を以てするにあらざれば獲得することを得ず、と規定してゐる。これは一面に於いて資本充實の原則に則ると、他面、自己持分の獲得に若干の餘裕を示してゐるものと解せられる。この點に關する財務處理は一般に株式會社の資本減少の際の如くに、積立金中より持分の爲めの積立金を分理して表明する方法がとられてゐる。

(註一)これが果して財産を構成するか否かに關係しては會計論者法學者間に若干の問題となつてゐるところである。(註二)兎に角以上の問題は株式と持分の本質的相異より、株式會社規定の準用に何等かの無理が生ずるのではないかと考へられる一例たるべきものに過ぎないのである。この外實際に本邦に於いて施行せられたる以後に於いて種々の經營上の問題が生ずると考へられるが、それは事實の推移を注視して行きたいと考へる。

(註一) Der Erwerb eigener Anteil der G. m. b. H. von C. Beck. in Archiv f. Revision u. Treuhandwesen 1931. S. 408-410. u. dies. genannt. aufsatz in „Wirtschaftsprüfer“ 1932 S. 432-4.

(註二) Klucke; a. a. O. S. S. 293.

(註三) „Eigene Anteil einer G. m. b. H. und Vermögenssteuer“ von Fritz in Archiv für das Revi. u. Treuh. 1928 S. 357.

附一八九二年獨逸に於ける有限會社法の制定せられんとするに當つて、本法を中心として現はれた法學者經濟學者の論評については増地庸治郎教授「有限責任會社制度の生成」經濟學論集、九卷九號の有益なる論文がある。又我國に於ける本法の一般的解説として、同教授「有限會社法について」(商大夏季講習會(本年)の講演速記録)及び津田教授「有限會社法について」(本塾經濟學講座)を参照せられたい。

## ケインズの「一般雇傭理論」

千種義人

### 一、序

### 二、著作の意義

### 三、古典學派の雇傭理論

(1) 古典理論の二つの假設

(2) 摩擦的失業と自發的失業

### 四、古典學派雇傭理論に對するケインズの批判

(1) 第二假設の誤謬

(2) 第一假設の正當性

(3) 非自發的失業

### 五、ケインズの古典理論批判に對する諸批判

### 六、ケインズ「一般雇傭理論」の構造

ケインズの「一般雇傭理論」